

第3章 重点的に取り組む施策

1. 成果目標と目標達成のための方策

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【現状と課題】

- 令和 4 年度末時点における地域生活移行者数は、543 人であり、第 6 期目標値（643 人）の達成率は84.4%となっています。
- 令和 4 年度末時点における施設入所者数は、2,243 人であり、第 6 期目標値（2,294 人）の達成率は 234.2%となっています。
- 施設入所者数が減少した要因の一つには、地域移行の受け皿となるグループホームが年々増加してきたことなどが考えられますが、グループホームの新設について、世話人の不足等の課題が見受けられます。また、福祉施設入所者の重度化や高齢化によりグループホームでの対応が困難な入所者も認められ、重度化、高齢化した障害者であっても入居できるような日中サービス支援型グループホームによる常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようなサービス提供体制の整備が必要です。

(参考) グループホームの箇所数及び定員数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
箇所数	177 箇所	188 箇所	192 箇所	200 箇所
定員数	3,663 人	3,928 人	3,996 人	4,236 人

(毎年度 4 月 1 日時点)

- 地域生活への移行を円滑に進めるためには、施設入所者の社会生活能力を高めるための自立訓練等の充実、地域での暮らしをサポートするための訪問系サービス・日中活動系サービスの確保、各種ニーズに対応するための相談支援体制の構築などが求められます。

【成果目標】

- 令和 8 年度までの地域生活移行者数は、国の基本指針に基づき、令和 4 年度末時点における施設入所者の 6%以上が令和 8 年度末までに地域生活へ移行することとします。

入所者数		地域生活移行実績	目標値
平成 17 年度末時点 (第 1 期計画)	令和 4 年度末時点	平成 18~ 令和 4 年度末	第 7 期目標値 (令和 8 年度末)
2,998 人	2,243 人	543 人	678 人 <small>(平成 18~令和 8 年度末の累計)</small>

○令和 8 年度末時点における福祉施設入所者は、国の基本指針に基づき、令和 4 年度末時点から 5%以上削減することとします。

入所者数		目標値
平成 17 年度末時点 (第 1 期計画)	令和 4 年度末時点	第 7 期目標値 (令和 8 年度末)
2,998 人	2,243 人	2,130 人

【目標達成のための方策】

- 地域移行の受け皿となるグループホームの整備について、公営住宅の活用等や、重度の障害がある人を対象としたグループホームについては、引き続き社会福祉整備費補助金による整備費の助成を検討していきます。また、グループホームの整備にあたり地域住民の方の理解が得られるよう、日頃から障害者差別禁止法等の PR を積極的に進めていきます。
- 強度行動障害支援者養成研修を実施し介護職員のスキルアップを図り、行動障害を有する利用者についてもグループホーム等での受入体制を整えていきます。
- 障害者を含めた住宅確保要配慮者の居住を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度を推進するとともに市町への居住支援協議会の設立を促していきます。
- グループホームを利用しながら、アパート等での居宅生活への移行を希望する人に対して、一人暮らしに向けた支援や、グループホーム退居後の相談支援が確実に行われるよう事業者への周知を徹底し、利用者本人の意思を尊重した地域移行の促進に努めます。
- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応等を行う自立生活援助について、サービスの普及、活用に向けた働きかけを行います。
- 地域での暮らしをサポートする訪問系サービスを確保するために同行援護従業者養成研修やたんの吸引等に係る研修を、相談支援体制を確保するために相談支援従事

者研修を実施し、介護職員の人材育成を行います。併せて、事業者に対する指導や研修により提供されるサービスの質の確保に努めます。

- 在宅で重症心身障害児者を介護されている方の一時休息（レスパイト）を担うことのできる医療型短期入所施設を増やすことで、介護者の精神的、身体的負担の軽減を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【現状と課題】

- 長崎県の精神科病院入院患者数は、平成 30 年度が 6,414 人、令和 4 年度が 6,235 人と年々減少しています。
- 入院患者の状況は、入院形態別では、任意入院者が約 8 割を占めており、年齢構成別では、65 歳以上の患者が約 7 割を占めています。在院期間別では、約 7 割が 1 年以上の長期入院となっており、長期入院の高齢者が多く、退院し地域で生活するためには、医療、保健、福祉等関係機関の連携が必要です。
- 自立支援医療（精神通院医療）受給者は、平成 30 年度が 20,165 人、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大による申請延長措置のため 16,870 人と減少しましたが、令和 4 年度は 21,706 人と増加傾向にあり、地域で安心して継続した治療が受けられるような体制づくりが必要です。

【成果目標】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、精神保健・医療・福祉関係者による協議の場を県、各圏域、市町に設置することを目標とします。

項目		令和 4 年度末 (基準値)	第 7 期目標値 (令和 8 年度)
保健・医療・福祉関係者による協議の場	県	1	1
	圏域	10	10
	市町	20	21

○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数等についての目標は下記のとおりです。

項目		令和4年度 (基準値)	第7期 目標値	設定の考え方
① 平均生活日数の上昇		323日	325日	国の基本指針及び県医療計画による
② 1年以上入院患者数の減少(※1)	65歳未満	1,187人	減少	
	65歳以上	3,116人	減少	
③ 退院率(※2)	入院後 3ヶ月時点	58% (令和元年)	68.9%	国の基本指針及び県医療計画による
	入院後 6ヶ月時点	82% (令和元年)	84.5%	
	入院後 12ヶ月時点	89% (令和元年)	91%	

※1 厚生労働省資料

※2 精神保健福祉資料からの報告より、令和元年6月中に新たに入院した患者のうち、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月時点において退院している者の割合

【目標達成のための方策】

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた体制づくりを行うため、県全体及び各障害保健福祉圏域内の医療、保健、福祉関係者が、地域移行・地域定着に向けた取組等を協議する場を設置します。

○保健所は、市町が行う自立支援協議会へ参加する等、市町と協働しながら連携強化を図ります。

○長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、医療、保健、福祉関係者を対象とした研修会開催等により人材育成を図ります。

○長崎こども・女性・障害者支援センターを中心に、当事者同士が支え合うピア活動を支援するために、保健所及び各関係団体と協働してピアサポーターの養成、活用などを行います。

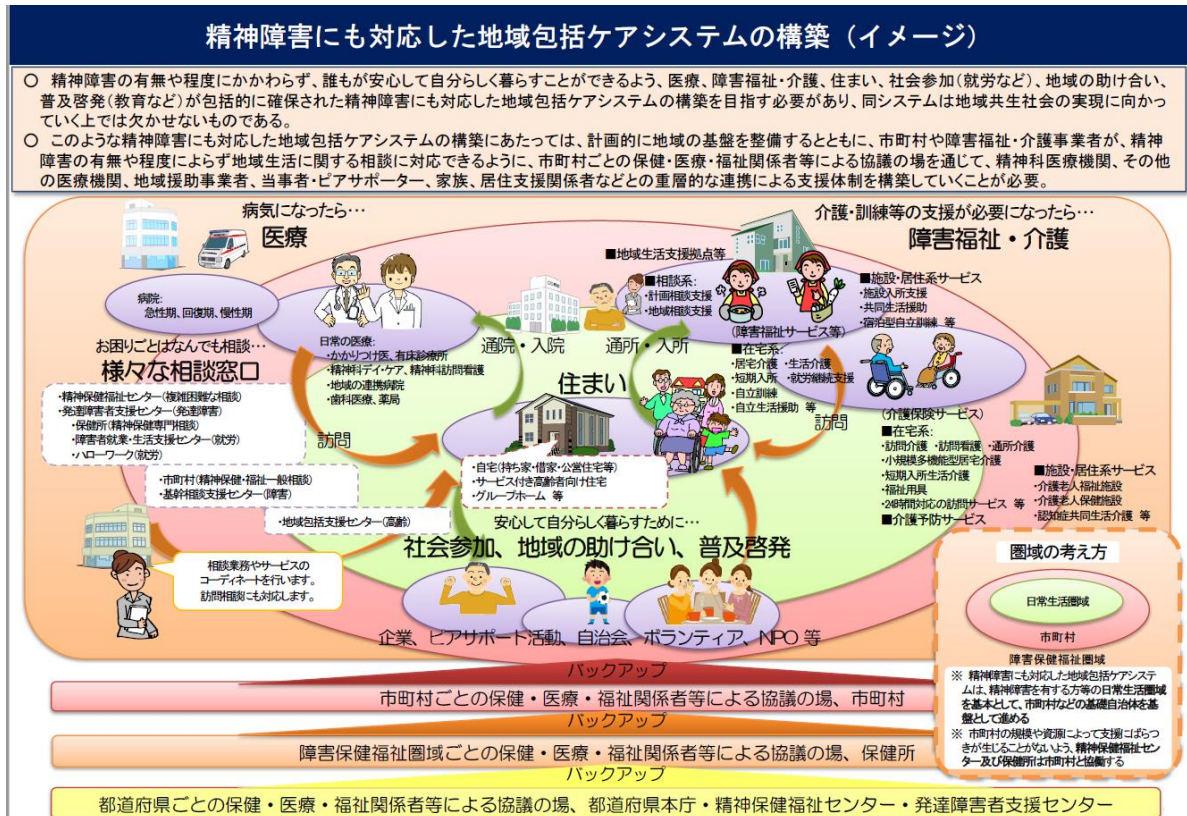
(活動指標)

項目	令和5年度 (基準値)	第7期 目標値	設定の考え方
精神障害者における地域移行支援の利用者数	7	17	過去の実績等に基づき設定
精神障害者における地域定着支援の利用者数	17	26	
精神障害者における地域共同生活援助の利用者数	926	1,054	

精神障害者における自立生活援助の利用者数	14	22	
精神障害者における自立訓練(生活訓練)の利用者数	74	109	

※令和5年度は令和5年7月実績

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのイメージ図

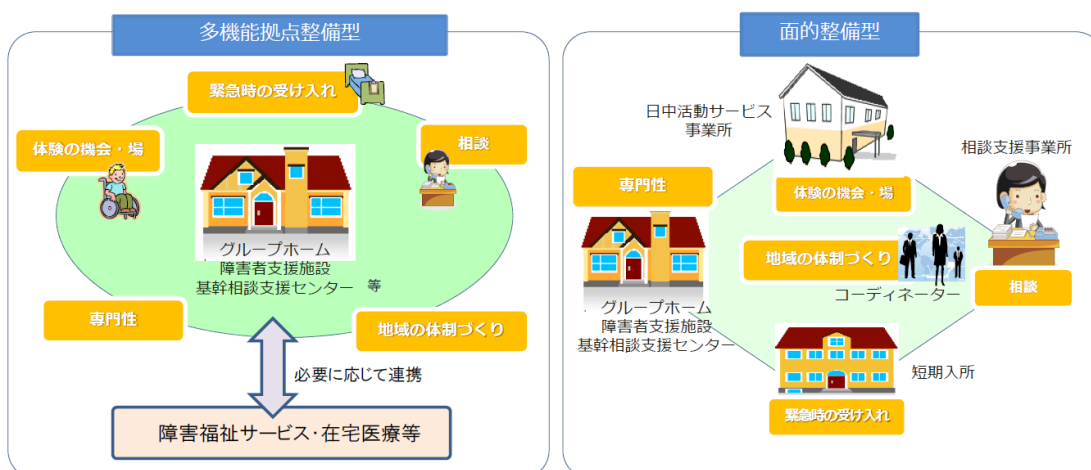


(3) 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

【現状と課題】

○ 地域生活支援拠点等とは障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のために以下の機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制です。地域生活支援拠点は地域の中でさまざまな支援機能を併せ持った拠点であり、障害児・者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるようライフステージに合わせた切れ目ない支援を提供していくことが期待されています。

地域生活支援拠点等の整備イメージ図



*地域生活支援拠点等に求められる機能

- ・相談（地域移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（短期入所の利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

○地域生活支援拠点等の整備については、各機能を集約した中心的な拠点を整備する「多機能拠点整備型」と各機能を持つ機関の連携を強化して整備する「面的整備型」が国から示されていますが、各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各自治体の個別の状況に応じた体制で整備をするものとしています。

地域生活支援拠点の設置状況

圏域	設置の有無	圏域	設置の有無
長崎	—	県南	○
西彼	—	五島	○
佐世保	○	上五島	○
県北	○	壱岐	○
県央	○	対馬	○

令和5年4月1日現在

○未設置の自治体においても各市町の自立支援協議会を中心に検討を進めており、各サービス事業所に対しアンケート調査を実施するなど、具体的に協議を進めているところ です。

【成果目標】

○各市町又は各圏域に1箇所以上整備を図るとともに、より効果的な支援体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証、検討を実施します。

○強度行動障害を有する障害者について、各市町又は圏域における今後の支援体制の整備のため、支援ニーズの把握に努めます。

【目標達成のための方策】

○国の動向を注視し、示された指針や基準等を県内の市町に情報提供を行うとともに、各市町が開催する自立支援協議会にて地域生活支援拠点等の整備について議論・検討を進めていくよう促していきます。また、先進的な取組や好事例を他の市町及び圏域に紹介することで、県内全体の整備を促進していきます。

○地域生活支援拠点等の整備に必要となる機能を備えた社会福祉施設等について、社会福祉施設等施設整備費補助金等をもって優先的に整備が進むよう配慮していきます。

○障害のある方が高齢となっても、住み慣れた地域の同一の事業所で引続きサービスを受けられるよう、引き続き「共生型サービス」の周知を図り、当該サービスを開始する事業者の参入を促します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【現状と課題】

○本県の障害者雇用の状況は、法定雇用率の引き上げや障害者雇用についての理解と関心の高まり等により、近年、増加傾向となっています。

○福祉施設から一般就労した障害者においても、平成 19 年度以来、一定の増加傾向にありましたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大幅な減少となりました。その後、再度増加傾向に転じ、令和4年度の実績は 199 名、そのうち、就労移行支援事業所からの一般就労は 60 名、就労継続支援A型からの一般就労は 62 名、就労継続支援B型からの一般就労は 75 名となり、概ね新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻っています。

○就労移行支援事業所は、原則最長 2 年間の訓練を通じて一般就労への移行を目指す事業所であり、令和3年度末の定員 354 名（休止中事業所除く）のうち約半数がその年度の訓練終了予定者とする、上記実績の 60 名は約 34%に留まっており、この移行率を向上させる必要があります。

○令和4年度中に就労移行支援事業所等から一般就労した障害者について、1 年以上の定着率が非常に低い状況にあることから、一般就労後の生活面でのサポートや相談体制の整備を通じて定着率を向上させる必要があります。

○障害者の就業面と生活面について一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターについて、現在 7 箇所を設置し、障害者の職業生活における自立に向けた支援を行っていますが、未設置の壱岐圏域についても設置に向けた協議等を行っていく必要があります。

【成果目標】

○令和8年度中の就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数等の目標は下記のとおりです。

項目	第6期目標値 (令和5年度末)	基準値	第7期目標値 (令和8年度末)	設定の考え方
① 福祉施設からの一般就労移行者数	282人	令和3年度の一般就労への移行実績 ----- 156人	282人	基準値の1.28倍 (※)
② 就労移行支援事業からの一般就労移行者数	87人	令和3年度の一般就労移行者数 ----- 47人	89人	基準値の1.31倍 (※)
③ 就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数	49人	令和3年度の一般就労移行者数 ----- 23人	76人	基準値の1.29倍 (※)
④ 就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数	91人	令和3年度の一般就労移行者数 ----- 79人	117人	基準値の1.28倍 (※)
⑤ 就労定着支援事業の利用者数	193人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数 ----- 40人	56人	基準値の1.41倍
⑥ 事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所	—	令和3年度における事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合 ----- 16%	50%	50%
⑦ 事業利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所	—	令和3年度における事業利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合 ----- 36%	25%	25%

「設定の考え方」の係数は国の基本指針によるもの

※基準値に係数を乗じ、さらに令和4年度末時点における第6期目標値の未達成数を加算し算出

【目標達成のための方策】

- 障害保健福祉施策と労働施策の双方から、県と国の労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター等と引き続き連携して、次に掲げる事項（活動指標）について、令和 8 年度の数値目標を設定して取り組みます。

- 具体的には、就労支援に関して支援員等の資質向上等を目的としたセミナー等を実施するとともに、福祉保健、産業労働、教育の関係機関等との障害者雇用連絡協議会、特別支援学校高等部進路指導主事連絡会議などを通じて、連携体制を強化することで積極的に障害者雇用支援に取り組みます。

- 大学（短期大学、大学院、高等専門学校を含む）在学中の学生について、在学中の就労移行支援事業の利用について必要に応じて適切に取り組むよう、関係機関と連携し周知を図ります。

- 直ちに一般就労に移行することが困難な場合においても、地域において自立した生活を実現するため、各種研修会の開催、障害者共同受注センター等と連携した官公需に係る受注機会の拡大等、就労継続支援事業所における工賃等の向上に向けた支援に取り組みます。

- 併せて、就労継続支援事業所に対する農業技術に係る指導・助言や第6次産業化に向けた支援、施設外就労に関する情報提供やマッチング等を行うことで、就労継続支援事業所における工賃の向上を図るとともに、農業分野での就労を支援します。

- 高齢障害者の社会参加や就労ニーズに対応するため、就労継続支援B型事業等による適切な支援を実施するとともに、他のサービスや事業につなぐことができる体制の構築を進めます。

- 障害者就業・生活支援センター未設置の壱岐圏域について、関係機関と協議を行い、設置の手続きを進めていきます。

- 障害者の希望や能力に沿った就労の実現を目的として新たに創設される就労選択支援事業について、サービスを希望する方の円滑な利用が可能となるよう関係機関と連携して実施体制の整備を図ります。また、一般就労後の職場定着率の向上のための就労系福祉サービスの一時利用等についても周知を行います。

（活動指標）

項目	令和 3 年度 (基準値)	第 7 期 目標値	設定の考え方
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、「障害者に対する職業訓練」の受講者数	6 人	9 人	基準値の 1.5 倍

福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、障害者就業・生活支援センターの支援を受けて就職する者の数	26人	39人	基準値の1.5倍
福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	54人	81人	基準値の1.5倍

【参考】 特別支援学校高等部及び高等部専攻科卒業後の状況 単位：人

区分	卒業生数	進学	就職	福祉サービス利用	家庭
視覚障害(高)	4	3	1	0	0
〃(専)	0	0	0	0	0
聴覚障害(高)	2	2	0	0	0
〃(専)	3	0	3	0	0
知的障害(高)	185	3	77	102	3
〃(訪)	1	0	0	1	0
肢体不自由(高)	22	3	0	18	1
〃(訪)	1	0	0	1	0
病弱(高)	8	1	2	5	0
〃(訪)	1	0	0	0	1
計	227	12	83	127	5

注1：令和5年3月31日現在、県教育庁調査。

2：(高)は高等部、(専)は高等部専攻科、(訪)は訪問教育の略。

3：職業訓練法人 長崎能力開発センター入学生は「進学」の区分に算入。

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【現状と課題】

- 平成24年の児童福祉法改正により障害児の通所支援として「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」が創設されました。平成29年度には事業所の開設要件や人員基準が厳格化されましたが、量的な拡大が続いており、事業所数、利用者数ともに増加が続いています。

- 制度創設時から現在に至るまでの課題として、事業所数の増加が続く中で、特に放課後等デイサービスにおいて単なる居場所になっている事例や発達支援の技術が十分でない事例が指摘されており、支援の質の確保が求められています。
- 障害児支援のためには、各地域において障害児通所事業所及び障害児入所施設と発達障害者支援センターや児童発達支援センター等が直接的な支援とバックアップ機関という役割分担を明確にし、十分な連携が確保された重層的な支援体制を構築する必要があります。
- 児童発達支援センターは、その専門的機能を活かし障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業所や保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児者に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中核施設としての役割が求められています。

児童発達支援センターの設置状況

圏域	設置数	圏域	設置数
長崎	4	県南	1
西彼	1	五島	—
佐世保	2	上五島	—
県北	—	壱岐	—
県央	5	対馬	—

令和5年3月31日現在

【成果目標】

- 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町に少なくとも1箇所以上設置していきます。なお、市町単独での設置が困難な場合には圏域での設置を、地域の実情により未設置の市町については、障害福祉主管部局を中心に、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備することを目指します。

【目標達成のための方策】

- 地域の自立支援協議会の中で児童発達支援センターの必要性の認識を共有していきます。地域において、高い支援スキルを持つ事業所に対しては個別の働きかけを行いながら、児童発達支援センターへの移行を促していきます。
- 児童発達支援センターに対して、地域において求められる役割を認識し、保育所等訪問支援の指定を受けるように働きかけていきます。また、受け入れる側の保育所、小学校等に対しては、サービスの円滑な実施が図られるように制度の趣旨を説明し、支援員の訪問に対する理解と協力を求めていきます。
- 保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町において障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築を目指します。

○児童発達支援センターとしての施設整備については、社会福祉施設等施設整備補助金の優先採択とすることで設置を促進していきます。

②難聴児支援のための中核的機能を有する体制の整備

【現状と課題】

○難聴児の支援は乳児からの適切な支援が必要であり、また状態像が多様になってきたため、切れ目のない支援と多様な状態像への支援が求められています。

しかしながら、聴覚障害の発見後の療育支援や家族支援において、離島など社会資源が乏しい地域での支援体制が十分に整っていません。

○このため、国の基本指針を踏まえ、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備していく必要があります。

【成果目標】

○令和8年度末までに、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備するとともに、新生児聴覚検査から療育支援につなげる連携体制を整備することを目指します。

【目標達成のための方策】

○医療機関及び特別支援学校（聴覚障害）等の関係機関の連携を強化し、難聴児支援を乳児から成人期まで切れ目なく行うための体制整備の推進を図ります。

③医療的ケア児等の地域生活支援体制の整備

【現状と課題】

○近年、医療技術の進歩等により、医療的ケア児等は増加傾向にありますが、地域において医療的ケア児等を受け入れる障害福祉サービス、訪問医療、保育所、教育機関等の体制が十分には整っていません。

○このため、その解決に向け、保健・医療・福祉・教育等の各分野のより一層の連携を図り、医療的ケア児等の地域での受入体制を充実させていく必要があります。

○また、地域におけるニーズの把握や災害時の支援体制の構築等を図る必要があります。

主に重症心身障害児を支援する障害児通所施設の設置状況

圏域	設置数	圏域	設置数
長崎	5	県南	1
西彼	—	五島	—
佐世保	3	上五島	—
県北	—	壱岐	—
県央	6	対馬	—

令和5年3月31日現在

医療的ケア児等支援に係る協議の場の設置状況

圏域	設置の有無	圏域	設置の有無
長崎	○	県南	○
西彼	○	五島	○
佐世保	○	上五島	○
県北	○	壱岐	○
県央	○	対馬	○

令和5年3月31日現在

医療的ケア児支援に係るコーディネーターの配置状況

圏域	配置の有無	圏域	配置の有無
長崎	—	県南	○
西彼	○	五島	○
佐世保	○	上五島	○
県北	○	壱岐	—
県央	○	対馬	○

令和5年3月31日現在

【成果目標】

- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくとも1箇所以上確保していきます。なお、市町単独での確保が困難な場合には、圏域での確保を目指していきます。
- 令和8年度末までに、県及び各圏域又は市町に医療的ケア児等支援の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児コーディネーターを配置します。

【目標達成のための方策】

- 令和4年8月に設置した医療的ケア児支援センターにおいて、引き続き医療的ケア児等コーディネーターによる相談対応等を実施するとともに、各圏域における支援体制の充実を図ります。
- 各市町に医療的ケア児等支援のための協議の場を設置し、その協議の場において地域における支援体制等の議論を促していきます。その中で、医療的ケア児等の受入が可能な障害福祉サービス事業所を確保していきます。
- 緊急時に対応していただける協力医療機関を障害児通所事業所の近隣に確保していくことで、その事業所の運営を支えていく体制を構築していきます。
- 施設整備補助金において、医療的ケア児等の受入を目指す事業所については、優先採択する事業所の一つとして位置づけます。

○医療的ケア児等の退院から地域での受入体制を調整するキーパーソンとして、各圏域又は各市町にコーディネーターを配置し、保健・医療・福祉・教育等の各機関の連携をより一層強化します。

○医療的ケア児等を、在宅でケアするご家族の負担を軽減するため、医療型短期入所（レスパイト）事業所の新設について、各市町の自立支援協議会等での協議を促すとともに、関係団体等と設置に向けた検討を進めていきます。また、医療的ケア児等レスパイト支援事業については、各市町及び実施機関と連携を図りながら、県内全域で利用可能な体制の構築に努めていきます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【現状と課題】

○指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所は、令和5年4月1日時点で157箇所、従事する相談支援専門員の数361人となっており、増加傾向にあります。一方、相談支援事業所の更なる資質の向上や各相談支援事業の一層の充実が求められています。

○基幹相談支援センターは、令和5年4月1日時点で19%（4市）にとどまっています。基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談支援に加えて、相談支援事業者に対する専門的な助言や研修などによる地域の相談支援体制の強化、協議会の中心的な役割を担うなど関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割についても期待をされています。

基幹相談支援センターの設置状況

圏域	設置の有無	圏域	設置の有無
長崎	○	県南	—
西彼	—	五島	—
佐世保	—	上五島	—
県北	○	壱岐	—
県央	○	対馬	○

令和5年4月1日現在

○自立支援協議会は県及び全ての市町に設置されていますが、具体的な課題を検討する部会の設置状況や開催頻度は様々であり、形骸化を指摘する声が挙がっています。

○令和4年の障害者総合支援法改正により、令和6年4月から以下の内容が施行される予定となっています。

*基幹相談支援センターについては、市町における設置の努力義務及び地域の相談支援事業者への助言等の役割を明記

*協議会について、個別事例に関する情報共有を明記し、参加者の守秘義務や関係機関の情報提供等の努力義務を設ける

【成果目標】

○令和8年度末までに、各市町又は圏域において、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保できるよう支援します。

○地域の自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保できるよう支援します。

【目標達成のための方策】

○アドバイザーの派遣や県自立支援協議会の活動などを通じて、市町又は圏域で行う以下の取組について支援します。

1) 基幹相談支援センターの設置

2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

- ・ 地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導助言
- ・ 地域の相談支援事業所の人材育成の支援
- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【現状と課題】

○障害福祉サービス等の質の向上を図るため、適切な第三者評価が実施できる体制の整備を行い、第三者評価制度の活用を促しています。また、障害者総合支援法の一部改正により、障害福祉サービス等情報公開制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービスを利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択ができるように、当該制度の普及、啓発を行っています。

○障害福祉サービス事業所等の運営の適正化及びサービスの質の向上を図ること等を目的として、指導監査及び集団指導を行っています。

○近年、障害福祉サービス等の多様化、障害福祉サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められています。

【成果目標】

○令和8年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

【目標達成のための方策】

○障害福祉サービス事業所等に対する指導監査を2～3年に1回以上、集団指導を1年に1回以上実施し、事業所等の適正な運営等に対する助言・指導等を行います。

○市町の障害福祉サービス事業所の課題等に対する理解促進のために、県が実施する指導監査の結果を、関係する市町に対して1年に1回以上周知します。

○障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していきます。

2. その他障害児・者の地域生活支援を円滑に実施するための方策

(1) 障害者等に対する虐待の防止

【現状と課題】

- 平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が施行されました。同法では、障害者虐待を「養護者による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」と分類し、国、地方公共団体、国民及び保健・医療・福祉関係者の責務が定められています。
- 令和 3 年度における県内の障害者虐待の件数は、「養護者による虐待」が 26 件、「障害福祉施設従事者等による虐待」が 6 件、「使用者による虐待」が 0 件でした。

県内の障害者虐待の件数

項目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
養護者による虐待	通報件数	35	50	49	44
	虐待件数	10	25	28	26
障害者福祉施設従事者等による虐待	通報件数	48	45	38	38
	虐待件数	16	18	11	6
使用者による虐待	通報件数	19	16	18	8
	虐待件数	15	4	9	0

- 厚生労働省の令和 3 年度障害者虐待対応状況調査によると、養護者から虐待を受けた障害者の 27.7%、障害福祉施設従事者等からの虐待を受けた障害者の 36.2%が行動障害を有していたことが分かっています。行動障害とは他害行為や自傷行為などが通常考えられない頻度と形式で出現している状態を言い、場合によっては非常に支援が難しいため、不適切な支援や虐待につながりやすい傾向があります。

【県の取組】

- 障害福祉サービス事業者による虐待を含む不適切なサービス提供、不正請求等があった場合には、市及び町と連携して事実確認を行い、助言・指導を実施していきます。処分に該当する事案については、公表を通じて事業者の自浄努力を促し、運営の健全化を図ります。また、長崎県独自の障害者虐待防止・権利擁護マニュアル及び障害者虐待事例集を活用し、障害者虐待が発生した場合のスムーズな相談体制の構築や市及び町と県の連携体制の充実を図ります。
- 障害福祉サービス事業を運営する法人代表者、事業所管理者を対象に、障害者虐待防止・権利擁護研修会を開催し、組織として障害者虐待防止に取り組んでいくよう指導を行っていきます。また、事業所従業者に対しては、サービス管理責任者研修、相談支

援従事者養成研修等の各種研修の中で障害者虐待防止に関する講義を実施し、障害者虐待防止の意識の向上を促していきます。

○障害福祉サービス事業従業者を対象に、強度行動障害支援者養成研修を開催し、行動障害に対する専門的な知識・支援技術を持つ人材の育成に努めます。さらに、従業者の負担軽減及びよりよい支援体制の構築のため、従業者が支援の難しいケースについて相談できる体制づくりを検討していきます。

○指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して研修を実施するなどの措置を講じる義務があり、今後も県の実地指導等で指導していきます。

○障害者本人のエンパワーメント(力をつけること)を目的として、教育機関等と協力しながら虐待防止に関するパンフレットを活用していきます。虐待等の不適切な支援を受けた際、本人が周囲に助けを求め SOS を発信することの重要性を盛り込み、虐待の早期発見や予防につなげていきます。

【参考】

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の概要

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう（改正後障害者基本法 2 条 1 号）。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
<p>【市町村の責務】 相談等、居室確保、連携確保</p> <p>【スキーム】</p>	<p>【設置者等の責務】 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p>	<p>【事業主の責務】 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施</p> <p>【スキーム】</p>

- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後 3 年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

(2) 意思決定支援の促進

【現状と課題】

- 厚生労働省が作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」によると、意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいいます。
- また、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の費用を補助する成年後見制度利用支援事業を20市町(小値賀町除く)が実施しています。令和4年度の利用件数は、12市町で36件です。うち、成年後見制度の申立ては10件、後見人等の費用は26件です。
- 障害福祉サービスの提供に関わる事業者及び成年後見の担い手を含めた関係者は、障害者の意思決定の重要性を認識し、必要な対応を実施できるよう支援を行っていく必要があります。

【県の取組】

- 意思決定支援の質の向上を図るため、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障害福祉サービスの提供に関わる事業者及び相談支援従事者を対象とした研修等を実施します。
- 障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的に、市町が実施する事業に対して支援を行います。

(3) 障害者等の文化芸術活動支援による社会参加等の促進

【現状と課題】

- 障害者が文化芸術への参加を通じて社会参加と相互交流を図ることにより、障害者の自立の促進と県民の障害者に対する理解の促進につながります。
- 障害者の文化芸術活動の振興を図り、社会への積極的な参加を促進するため、平成11年度から長崎県障害者芸術祭を開催しています。

長崎県障害者芸術祭の開催状況

年度	開催日	開催場所・会場	参加者(人)
令和2年度	R2.11.7~10 R2.12.7~10	佐世保市・アルカス SASEBO 長崎市・県庁エントランスホール	1,300
令和3年度	R3.12.12	平戸市・平戸文化センター	1,300
令和4年度	R4.12.4	南島原市・ありえコレジヨホール	626

○障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、令和2年度より、障害者等の文化芸術活動を支援するセンターの設置・運営を支援しています。

- ①障害福祉サービス事業所等に対する相談支援
- ②芸術文化活動を支援する人材の育成
- ③関係者のネットワークづくり
- ④発表等の機会の創出
- ⑤障害者の文化芸術活動の情報収集及び発信
- ⑥その他、地域の実情等を踏まえ実施すべき障害者の文化芸術活動に関する支援等

○文化芸術活動の公演・展示等においては、障害のある人がスムーズに鑑賞できるよう字幕や音声ガイドによる案内サービス、利用料や入館料の軽減などの配慮を行う必要があります。

【県の取組】

○障害者の社会参加と交流を図るため、長崎県障害者芸術祭などの障害のある人もない人も参加する文化芸術活動を引き続き支援していきます。

○県が主催する文化芸術講演等の実施にあたっては、障害の有無や程度にかかわらず誰でも参加できるように努め、福祉施設等利用者の招待を積極的に行います。また、障害のある人に対する入場料の割引・減免等を講じます。

○障害者の文化芸術活動に積極的な事業所の取組を各サービス事業所へ紹介し、活動の普及を図ります。

○文化施設等を所管する関係機関等との連携を図り、幅広く障害者芸術に触れる機会を確保していきます。

(4) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の支援

【現状と課題】

- 全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要となっており、令和4年5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。
- 障害特性（聴覚、言語機能、音声機能、視覚、盲ろう、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体障害や難病等）に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等を行っていく必要があります。
- 障害者による情報取得等に資する機器等の有用性や意思相通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心と理解を深めるため、広報活動や啓発活動の充実が求められています。

【県の取組】

- 障害特性に配慮した意思疎通支援（手話通訳、要約筆記、代筆・代読、触手話や指点字等）のニーズの把握に努め、ニーズに対応した支援を実施するための体制づくりに取り組んでいます。
- 「長崎県手話言語条例」を制定することにより、県民の手話に対する理解促進を図るとともに、手話による円滑な意思疎通のための環境を整備します。

(5) 障害を理由とする差別の解消の促進

【現状と課題】

- 共生社会の実現のためには、障害を理由とする差別を禁止し障害のある人に対する合理的配慮の提供が不可欠です。
- 平成 26 年 4 月に施行した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」及び、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害を理由とする差別をなくすとともに、障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁の解消に向けた取組を推進する必要があります。
- 令和 4 年度における相談窓口への相談件数は 48 件であり、内訳として合理的配慮の欠如が 2 件、その他が 46 件でした。その他には相談者が調整を望まれないものや相手方が特定されず傾聴主体に終わるものなどが含まれています。

相談件数

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
相談件数		22	39	48
分類	不均衡待遇	0	0	0
	合理的配慮の欠如	2	1	2
	その他	20	38	46

【県の取組】

- 法や条例の周知活動により、障害のある人及び障害特性等に対する県民の理解促進を図ります。また、差別事案の解決を図るため、地域相談員や広域専門相談員を配置し障害のある人に対する差別に関する相談に応じるとともに、相談員による解決が困難な場合は、調整機関によるあっせんや助言により問題の解決を図ることとしています。
- 条例に基づき設置される「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議」の運営を通じて、障害のある人に対する差別事案の原因・背景となっている社会的障壁の解消に向けた取組や、条例の適切な施行に努めます。
- 市町に向けて職員が適切に対応するための法第 10 条に基づく対応要領の策定や第 17 条に基づく地域協議会の設置を促し、身近な地域で関係機関が地域の実情に応じた差別の解消のための取組を実施できる環境の整備に努めます。

(6) 事業所における利用者の安全確保に向けた取組や研修等の充実と人材育成

【現状と課題】

- 福祉・介護分野の平均賃金の水準は全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、勤続年数が短いという現状があります。
- 人材確保が厳しい一方で、障害者の特性に応じた支援が提供可能な人材の確保と育成が求められています。
- 県等が実施する各種研修について、研修間の連携と体系化が求められます。
- 医療的ケア児等のケア（認定特定行為）を実施できる人材育成が求められています。
- 入所、日中サービスなど提供するサービス形態や規模、立地環境等に応じた事業所ごとの自然災害や火災に対する備えや防犯対策が求められます。

【県の取組】

- 長崎県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介事業、求職者に対するセミナー、広報・啓発等を実施し、福祉・介護分野の人材育成等を行います。また、「福祉・介護の合同面接会」を定期的に行い人材の確保を図っていきます。
- 関係機関、団体と連携して障害福祉サービス事業の現状を踏まえた人材確保策を検討していきます。
- 職員の賃金改善のために、事業所に対し「福祉・介護職員処遇改善加算」の取得を働きかけていきます。
- 障害福祉人材の確保・定着に資するために、事業所が行うICT・ロボットの導入を支援していきます。
- 「サービス管理責任者研修」や「児童発達支援管理責任者研修」、「相談支援従事者研修」等の実施に加え、行動障害を有する障害者の特性に応じた支援ができるように「強度行動障害支援者養成研修」等を実施していきます。
- 多様で複雑なニーズに対応できる人材を育成し、相談支援の質の向上を図るため、相談支援専門員に対し、障害児相談支援やファシリテーター※養成など、より専門的な分野に関する研修を実施していきます。
※ファシリテーター…中立な立場から活動の支援を行う者。地域課題の解決や人材育成等の力を求められる。
- 研修の実施にあたり、指定研修事業者とともに各研修間の有機的な連携が図られるように工夫していきます。また、サービスの提供にあたり必要な研修について、体系を整え、周知を図っていきます。
- 福祉・介護職員等による医療的ケア児等のケア（認定特定行為）を実施できる人材を育成するため、福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修を実施するとともに、研修の実施について関係機関に周知していきます。
- 各事業所に対して自然災害や防犯に関する避難計画の策定を求めるとともに、実地指導において、消防設備の整備及び火災、風水害、地震等発生時の消火・避難体制の確保、不審者侵入時の対応等を定期的を確認していきます。

(7) 発達障害児・者への支援体制の整備

【現状と課題】

- 発達障害児の支援では、乳幼児健康診査の充実強化により早期発見・早期対応につ

なげることが重要となります。また、全ての学校においても発達障害の早期発見や特性に応じた適切な指導・支援の実施、さらには個別の教育支援計画等を活用して、情報を確実に引き継いでいくことが必要です。

- インクルーシブ教育システム*構築に向けて、特別支援教育のさらなる推進が求められている中、特別支援学級や通級指導教室の設置数の大幅な増加や児童生徒の障害の重度重複化、多様化により、特別支援教育に関する教職員の専門性の向上が喫緊の課題となっています。

※インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

- 発達障害児・者の支援について、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関による総合的かつ継続的な体制を構築することを目的とし、「長崎県発達障害児・者総合支援推進会議(以下、推進会議という。)」を設置しています。各関係機関が情報共有を図りながら、早期発見から教育支援、就労支援などの取組を進めています。

- また、発達障害児・者の家族に対し、相談、情報の提供及び助言、家族が互いに支え合うための活動等の支援を行う役割が求められており、適切な対応や早期支援の観点からも家族に対する支援が重要であることから、「ペアレントメンター派遣事業」などにより家族支援の充実を図っています。

ペアレントメンター派遣実績

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護者勉強会・懇談会など(回数)	11	13	12
支援者対象の研修会(回数)	2	5	8
計	13	18	20

【県の取組】

- 推進会議において、発達障害児・者への支援を推進するうえでの地域の課題や、その解決に向けた方策等を協議します。また、発達障害児(者)やその家族が、身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域における支援体制の整備・充実を図ります。

- 乳幼児健康診査の精度を高めるため、長崎県版発達障害等早期支援のための乳幼児健康診査マニュアルを作成するとともに、健康診査の従事者を対象とした研修会の実施等により、専門性の向上を図ります。さらに、小学校入学前から学校での生活環境を整えるため、就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、「発達障害等早期支援検討会」において検討していきます。

- 県教育委員会では、支援を必要とする児童生徒の早期発見、早期支援に寄与するた

めの仕組みづくりや県下の小・中学校における「見守りシート」の活用を推進していきます。さらに、管理職を対象に特別支援教育に係る学校組織のマネジメントの充実を図ることを目的とした「発達障害等教育支援研修会<組織マネジメント編>」、全ての教職員を対象に発達障害児に対する指導力向上を目的とした「発達障害等教育支援研修会<基礎編>」を実施していきます。

- 発達障害児を持つ保護者の心理的・社会的な孤立を防ぐことを目的として、発達障害児の子育て経験のある親が育児経験を活かし、相談等を行う「ペアレントメンター派遣事業」のより一層の充実及びペアレントメンターの計画的な養成を実施していきます。

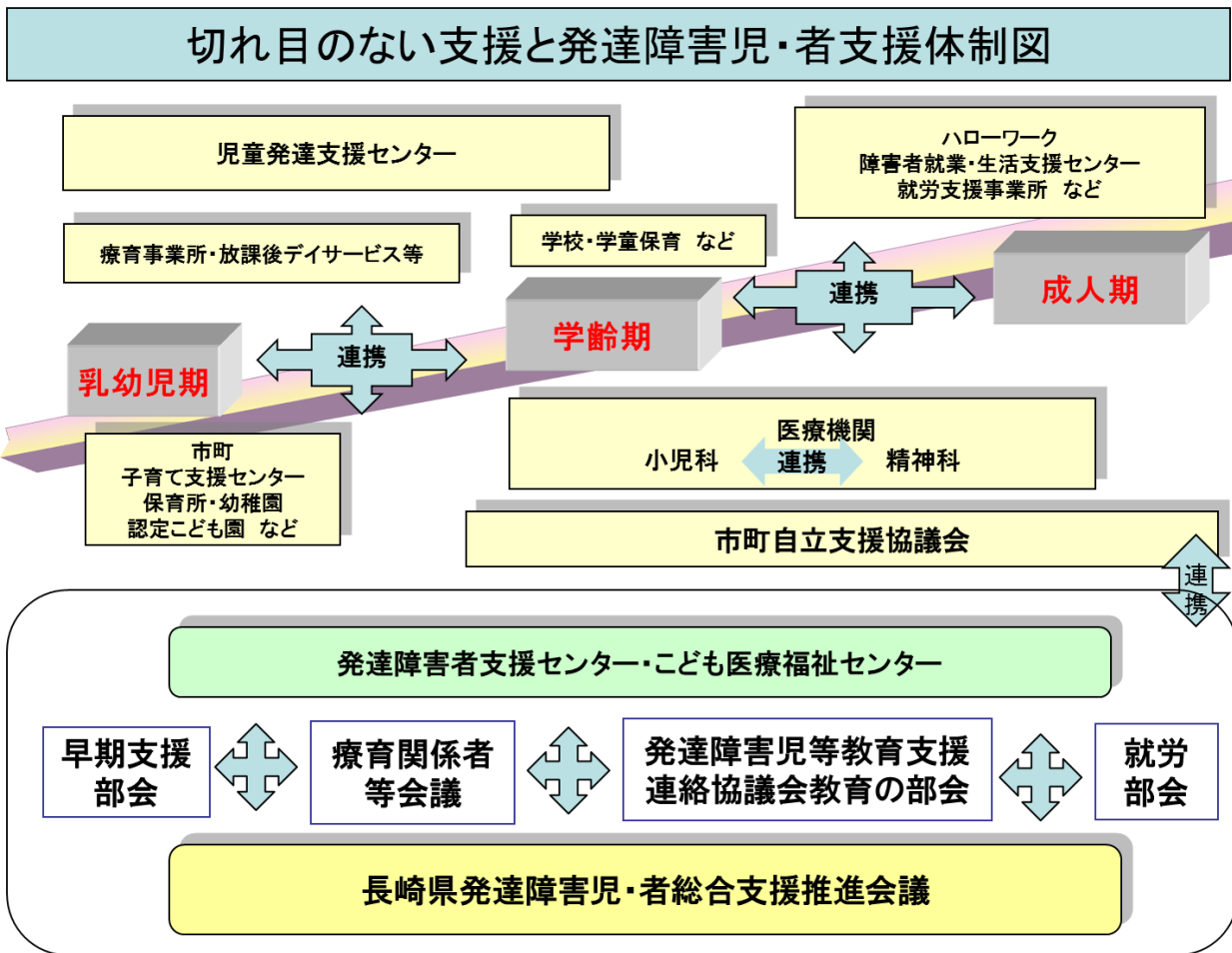
ペアレントメンターの人数(見込数)

項目	令和4年度 実績(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンターの人数 (累計)	21	25	30	30

- 「ペアレント・プログラム(以下ペアプロ)」は、子育てに不安を抱える保護者などが、子どもの行動の理解の仕方を学び、子育てに自信をつけることや、子育ての仲間を見つけることを目的とした子育て支援プログラムです。ペアプロを身近な市町で受講できるような体制整備や支援者の育成を推進します。

ペアレント・プログラムの支援者数(見込数)

項目	令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレント・プログラム受 講者数(保護者)	12	24	28	32
ペアレント・プログラム支 援者(累計)	30	36	40	44



(8) 依存症対策の推進

【現状と課題】

○依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が十分可能である病気であるにもかかわらず、本人や家族が依存症であるという認識を持ちにくいという特性があるため、必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。

○また、依存症は、本人やその家族の日常生活や家庭生活、社会生活に支障を生じさせ、様々な問題を引き起こす場合があります。このため、早期に適切な相談や支援につなげ、問題の深刻化を防ぐ必要があります。

【県の取組】

○病気に対する県民の正しい理解促進を図るとともに、依存症に関する問題で悩んでいる人や治療が必要な状態にある本人や家族に対して、相談機関や医療機関等を周知するなど幅広い情報の普及啓発に努めます。

○依存症に関連する問題で悩んでいる本人や家族が、精神的な問題や日常生活、家庭

生活、社会生活に様々な問題がある場合を含め、地域で早期に適切に相談や支援につながられるよう、相談機関等の関係職員を対象とした研修会を開催します。

- 依存症の回復には、自助グループ等の当事者団体等と連携した支援が重要となるため、地域の関係機関と連携し、依存症である者及びその家族に対する支援を行います。

(9) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

【現状と課題】

- 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無に関わらず、全ての国民が等しく読書を通じて、文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与するため「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という。）が施行されました。
- また、令和5年1月には長崎県における基本的な施策の方向性を示し、「読書バリアフリー法」の理念の具現化を目指すため、「長崎県読書バリアフリー推進計画」を策定しました。
- アクセシブルな書籍・電子書籍等については、一般図書と比べて、出版点数が少ない上に、種類・分野に偏りがあり、デジタル録音図書の蔵書もニーズに対して十分ではありません。
- また、障害者向け読書支援サービスを充実させ周知を行っているものの、活用が進んでおらず、視覚障害者等が利用しやすい読書環境の整備に取り組んでいく必要があります。
- 県立長崎図書館、県視覚障害者情報センター、市町立図書館、学校図書館等で、それぞれが実施する読書バリアフリーの取組の相互理解や情報共有等、関係機関の更なる連携を図っていく必要があります。

【県の取組】

- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、「読書バリアフリー法」や「長崎県読書バリアフリー推進計画」を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

(10) 難病患者等への支援体制の整備

【現状と課題】

- 県内における難病患者数は年々増加しています。発症の原因が明らかでなく、治療法

が確立されていないこと、患者の置かれた状況や必要とされる支援の内容は様々であることから、療養上の悩みや日常生活の不安を解消するため、患者とその家族へのきめ細かな支援が求められています。

- 難病患者が就労を希望する際に、就労可能な状況にあるにも関わらず、難病への理解の乏しさから、就労が困難となるケースがあります。難病患者の安定した療養生活を確保するとともに、難病の特性や患者本人の希望等に応じて、一般就労や障害福祉サービスの利用が可能となる環境を整備し、難病患者の生活の質の向上を図る必要があります。

【県の取組】

- 地域で生活する難病患者やその家族等の日常生活における相談支援、地域交流活動の促進、就労支援を行う拠点施設として、難病相談・支援センターを設置し、療養上の悩みや不安等の解消に努めます。
- 難病患者への就労支援のため、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、難病患者が適切な就労支援サービスを利用できるよう支援します。また、難病相談・支援センターに就労支援員を配置し、難病に関する情報の提供やハローワーク等への同行訪問、一般就労後のフォローアップ等を行うなど、難病患者の日常生活、職業生活の両立を支援します。
- 令和6年4月1日より、申請に基づき指定難病に罹患している旨を証明する登録者証を発行し、特定医療費（指定難病）受給者証の対象とならない難病患者（軽症者）であっても、障害福祉サービスや就労支援等を円滑に利用できる環境を整備します。